

平成27年度コミュニティ助成事業について

平成27年度コミュニティ助成事業により、枝川地区区長会にイベント用品が整備されました。

これは、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行う一般財団自治総合センターから助成を受けて整備したものです。

枝川地区区長会が主催する地区運動会や夏祭りなどです使用するイベント用折りたたみテーブル、折りたたみイス、テントが購入され、地区住民の労力の軽減や、今後さらなるコミュニティ意識の醸成に寄与されることが期待されます。



お知らせ

平成27年度 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について

消費税の引上げに際し、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることとなり、町では申請の受付を開始しています。支給対象となる可能性のある方には、申請書などを送付しています。(子育て給付金は6月上旬、臨時福祉給付金は9月上旬)

申請期間は、子育て給付金が11月30日(月)まで、臨時福祉給付金が1月29日(金)までです。支給対象者となる可能性のある方でまだ申請されていない方は、申請書に必要書類を添えて、申請期限までにお忘れなきよう提出をお願いします。

支給対象となる可能性がある方で、申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。



振り込め詐欺に
ご注意ください！

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に絡む詐欺被害が懸念されています。二つの給付金事業の実施に際し、

●町職員からの電話によるATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●町や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めるとなどは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署(又は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

問い合わせ
ほけん福祉課

- ☎893-3818 吾北総合支所住民福祉課
- ☎867-2300 本川総合支所住民福祉課
- ☎869-2112

お知らせ

森林の立木を伐採する
ときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんのお恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施策を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

▼対象となる森林

保安林などを除く民有林(地域森林計画の対象森林)
保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法
1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。

①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森

林所有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間及び届出先

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

所定の届出様式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

- 森林政策課 (吾北総合支所内) ☎867-2322
- 産業経済課 ☎893-1115
- 本川総合支所産業建設課 ☎869-2115

